

(1) 公布日から3月内 ※令和4年9月1日施行

- 住宅の省エネ改修に対する住宅金融支援機構による低利融資制度

(2) 公布日から1年内 ※令和5年4月1日施行

- 住宅トップランナー制度の拡充
- 採光規制等の合理化
- 省エネ改修や再エネ設備の導入に支障となる高さ制限等の合理化 等

(3) 公布日から2年内 ※令和6年4月1日施行予定

- 建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示
- 再エネ利用促進区域制度
- 防火規制の合理化 等

(4) 公布日から3年内 ※令和7年4月施行予定

- 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
- 構造規制の合理化
- 建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し
- 二級建築士の業務独占範囲の見直し 等

(1)2年施行関係

省エネ性能の底上げ

建築物省エネ法

全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

- ※ 建築確認の中で、構造安全規制等の適合性審査と一体的に実施
- ※ 中小工務店や審査側の体制整備等に配慮して十分な準備期間を確保しつつ、2025年度までに施行する

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
300㎡未満 小規模	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

より高い省エネ性能への誘導

2年目施行

住宅トップランナー制度の対象拡充

【現行】 建売戸建
注文戸建
賃貸アパート

【改正】 **分譲マンション**
を追加

省エネ性能表示の推進

- ・ 販売・賃貸の広告等に省エネ性能を**表示する方法**等を国が告示
- ・ 必要に応じ、**勧告・公表・命令**

(類似制度)

窓・エアコン等の
省エネ性能表示



(参考) 誘導基準の強化

低炭素建築物認定・長期優良住宅認定等
[省令・告示改正]

一次エネルギー消費量基準等を強化

	【現行】	【改正】
非住宅	省エネ基準から ▲20%	▲30~40% (ZEB水準)
住宅	省エネ基準から ▲10%	▲20% (ZEH水準)

ストックの省エネ改修

住宅金融支援機構法

住宅の省エネ改修の低利融資制度の創設 (住宅金融支援機構)

- 対象：自ら居住するための住宅等について、省エネ・再エネに資する所定のリフォームを含む工事
- 限度額:500万円、返済期間:10年以内、担保・保証:なし

形態規制の合理化

省エネ改修で設置

建築基準法

高効率の
熱源設備

絶対高さ制限

高さ制限等を満たさないことが、
構造上やむを得ない場合

(市街地環境を害さない範囲で)
形態規制の特例許可



再エネ設備の導入促進

2年目施行

促進計画 市町村が、地域の実情に応じて、太陽光発電等の
再エネ設備*の設置を促進する区域*を設定

※ 区域は、住民の意見を聴いて設定。



* 太陽光発電
太陽熱利用
地中熱利用
バイオマス発電 等

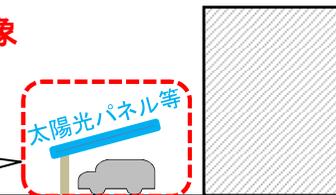
再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築士から建築主へ、再エネ設備の導入効果等を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

形態規制の合理化 ※新築も対象

促進計画に即して、
再エネ設備を設置する場合

形態規制の特例許可



太陽光パネル等で屋根をかけると建蔽率(建て坪)が増加

省エネ関係の今後の主なスケジュール

●改正法関係 ○改正法以外

2022年度

- 住宅性能表示制度 ZEHレベルの等級を新設（4月）
- // より上位の等級を新設（10月、戸建住宅に係る断熱等性能）
- // 断熱等性能と一次エネ消費性能を必須要件化（10月）
- 低炭素建築物や長期優良住宅等の認定基準をZEHレベルに引上げ（10月）
- 誘導仕様基準の創設、共同住宅の外皮性能の評価の合理化（11月）

2023年度

- 住宅トップランナー制度の拡充（分譲マンションの追加）（4月）
- 住宅性能表示制度 より上位の等級を新設（4月、共同住宅に係る断熱等性能）

2024年度

- 建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示
- 再エネ利用促進区域制度
- 大規模非住宅の省エネ基準の引上げ（4月）

2025年度

- 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け

建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度の概要

- 建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示にあたって、表示すべき事項、表示の方法その他遵守すべき事項を告示で規定。
 - ① 表示すべき事項：エネルギー消費性能の多段階評価、断熱性能の多段階評価（住宅のみ）、評価年月日
 - ② 表示の方法：告示により様式が規定されたラベルを用いて表示することとし、販売・賃貸時の広告等での表示を想定。
任意で表示できる事項として再エネ利用設備の有無、住宅の目安光熱費、第三者評価マーク等を規定。
 - ③ 遵守すべき事項：多段階評価や目安光熱費の算出方法を定めるとともに、省エネ性能の変更が生じた場合の対応を規定。
※販売・賃貸を事業として行う建築物が制度対象（その他の建築物についてはガイドラインに準拠した対応を推奨）。
※施行日以降に確認申請を行う建築物には告示に従った表示を求める（既存建築物については表示を促進するが、勧告等の措置の対象にはしない）。
- 制度の円滑・適正な施行及び普及拡大を図ることを目的に、留意事項や推奨事項等をまとめたガイドラインを公表予定。

エネルギー消費性能

- ✓ ★1で省エネ基準適合、さらに★が一つ増えるごとに10%削減（最大★6で50%削減）
- ✓ 太陽光発電の自家消費による削減分をみえる化

目安光熱費

- ✓ 設計上のエネルギー消費量と全国統一の燃料単価を用いて、年額の光熱費の目安額を算出
- ✓ 消費者の誤認を招かないよう、実際の光熱費とは異なる旨を注記

第三者評価

- ✓ BELS（第三者機関による審査・評価）の取得有無



再エネ利用設備

- ✓ 太陽光発電設備等の設置の有無

断熱性能

- ✓ 住宅品確法の断熱等性能等級1～7に相当する7段階で表示

ZEH・ZEB水準

- ✓ 2030年度以降の新築で確保を目指す性能水準の達成状況

ネット・ゼロ・エネルギー

- ✓ 「ZEH」「ZEB」の達成状況（太陽光発電の売電分を含む総量で評価）
※第三者評価（BELS）の場合に表示可

住宅版の省エネ性能ラベル（案）

- 建築物への再エネ利用設備の導入促進のため、改正建築物省エネ法（令和4年6月公布）により「**建築物再生可能エネルギー利用促進区域**」制度を創設。本制度は、令和6年度に施行予定。
- 市町村が促進計画を作成・公表することで、計画対象区域内において、**①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務**、**②建築基準法の形態規制の特例許可**等を措置。
- 市町村における促進計画の作成を支援するため、**ガイドラインを作成・公表予定**。

制度の概要

- 市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができる。



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定

計画
公表

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

- 再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

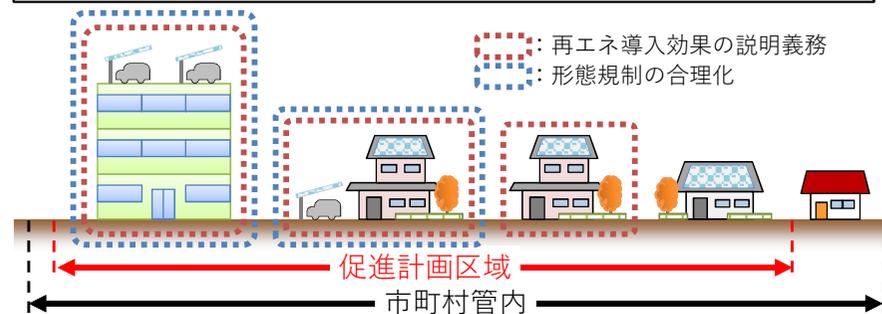
- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

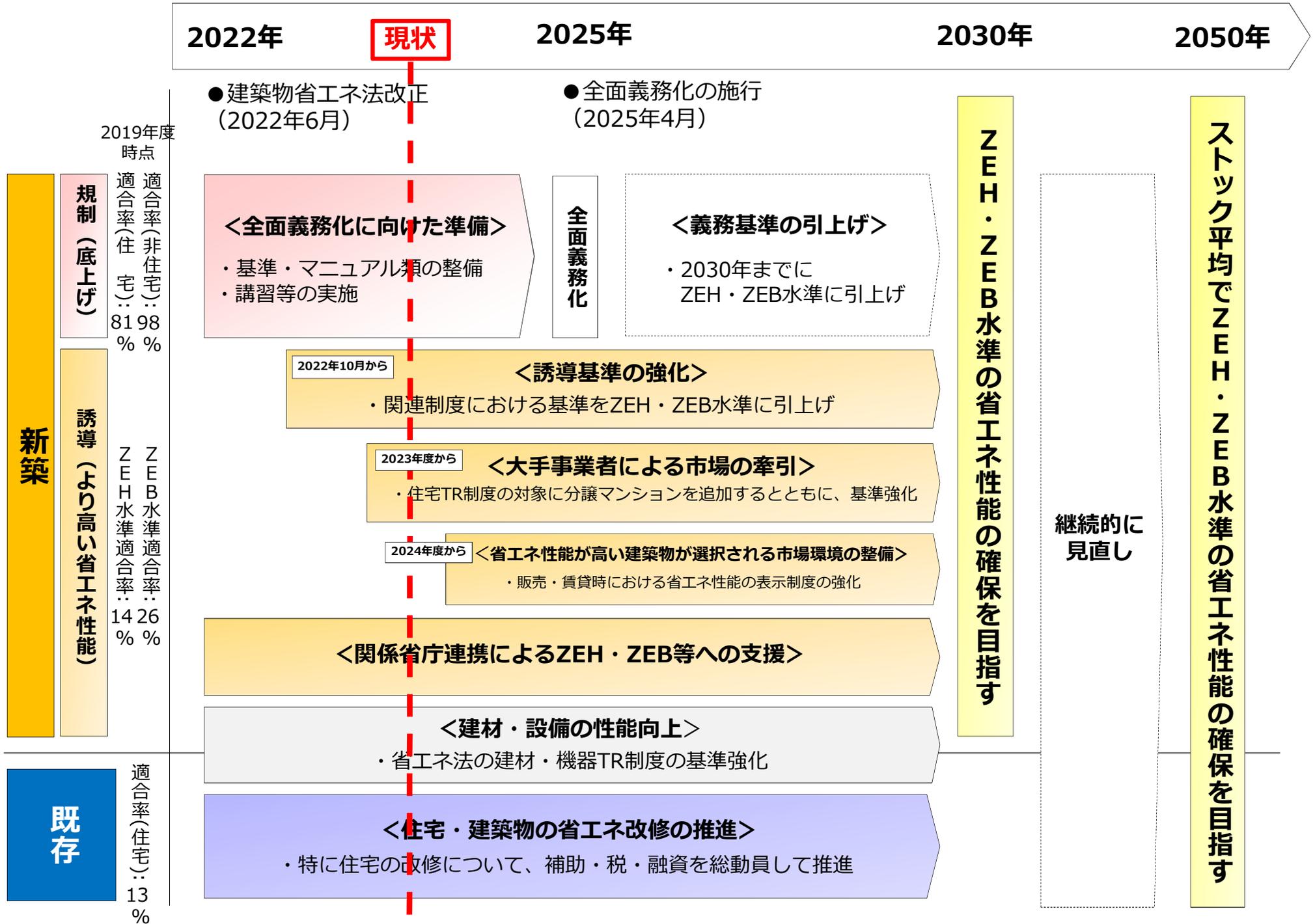
- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ



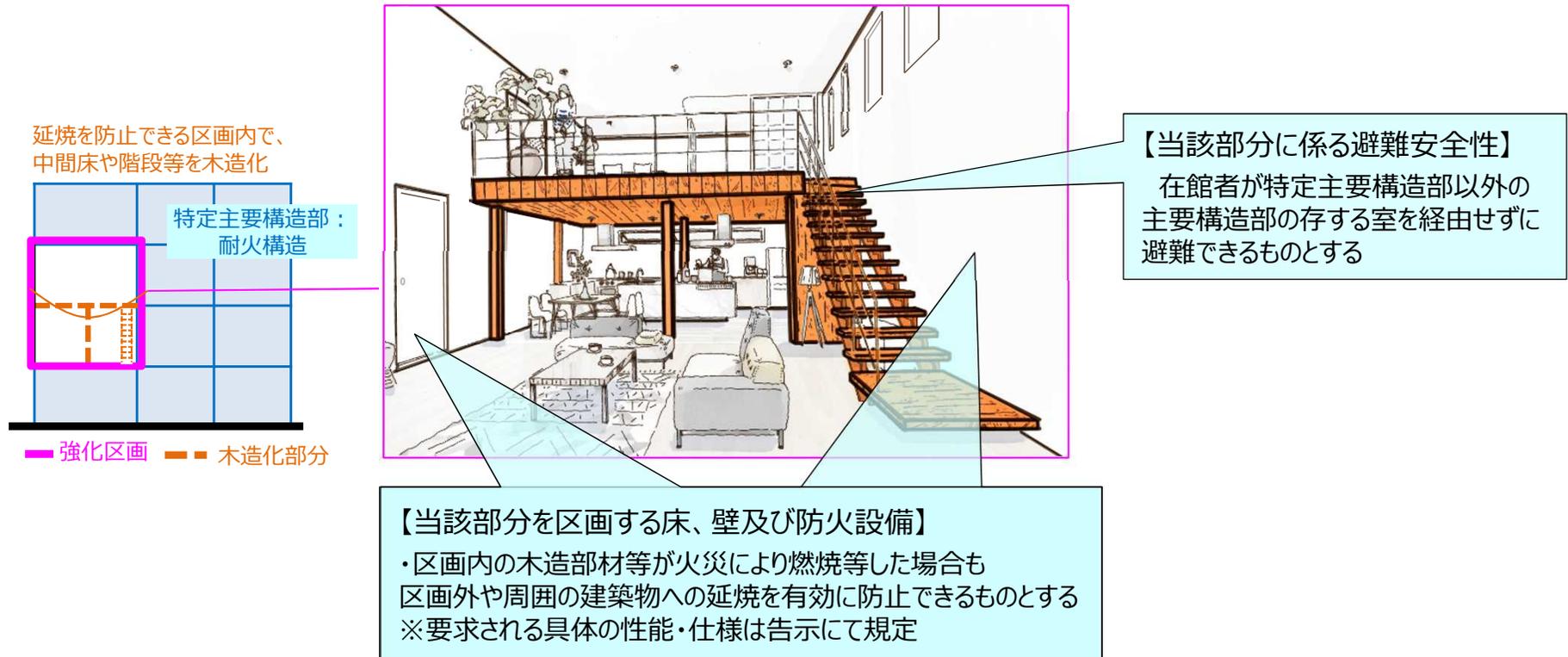
住宅・建築物分野の省エネ対策の進め方



①耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化【法第2条第9号関係】

改正概要（政令規定事項）

- 大規模建築物を耐火建築物として建築する際、火災により区画内の木造部材等が損傷・崩落した場合も火災が区画内にとどまることで、建築物全体が倒壊・延焼しないための構造方法としたときに限り、当該区画内において部分的な木造化を可能とする。
- 改正法第2条第9号の2イにおいて、「主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分」は、耐火構造等でなくともよいとされたところ、「政令で定める部分」（＝特定主要構造部以外の部分）は、「一定の要求性能を満たす区画内の主要構造部」と定めることとする。



②大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化【法第21条第2項関係】

現行

○ 延焼防止措置がなされていない場合の木造建築物等は、火災時に早期に全館に延焼し、大量の放射熱が生じて消防活動もままならず周辺に大きな延焼危害が生じる事態となることを防止する観点から、延べ面積が3000㎡を超える場合は、以下のいずれかに適合することを求めている。

- ① 主要構造部を耐火構造とする
- ② 通常の火災による延焼を防止できる「壁等」で区画し、各区画の床面積の合計を3000㎡以内とする

方向性

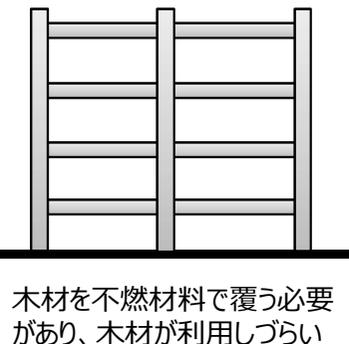
○ 建築物への木材利用ニーズの増大に応じるため、技術的知見の蓄積を踏まえ、大規模木造建築物等における通常の火災による周囲への延焼危害を防止できる新たな構造方法を追加する。

<法第21条の全体像 (赤字：今般改正)>

第1項 \ 第2項	全 体	
	延べ面積 3000㎡超	
階数4以上又は高さが16m超	・耐火構造 ・火災時倒壊防止構造 【第1項】	・耐火構造 ・ 火災時倒壊防止構造 【第1項・第2項】
階数3以下かつ高さが16m以下	・裸木造	・耐火構造 ・ 火災時倒壊防止構造 ・ 周辺危害防止構造 【第2項】

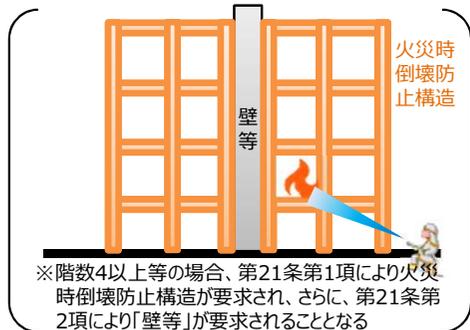
現在みとめられる構造方法 (現行法21条第2項各号)

①耐火構造

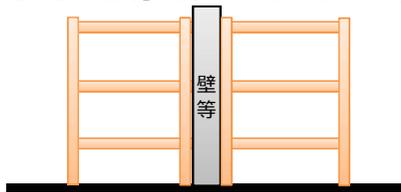


②「壁等」(※改正後は第21条第3項の別棟みなしでカバー)

階数4以上又は高さが1.6m超の場合



階数3以下かつ高さが1.6m以下の場合

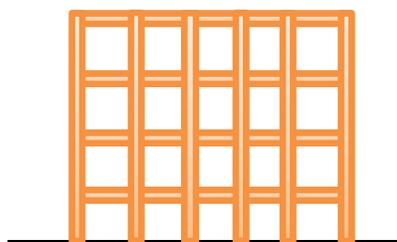


建築物を空間的に二分化する必要があり、設計上の制約が大きい

「壁等」を不要化

代替措置を導入

追加する新たな構造方法 (政令規定事項)

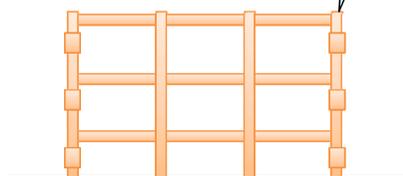


消火が期待できる構造とする
※消火措置を考慮した場合に火災規模を限定可能な構造(具体的な基準は政令第109条の5各号)

建築物の部分及び防火設備に求められる防火性能は、周囲への放射熱量が一定以下となる部分の面積が避難上・消火上必要な機能の確保に支障がないものとなるよう決定

周辺危害防止構造

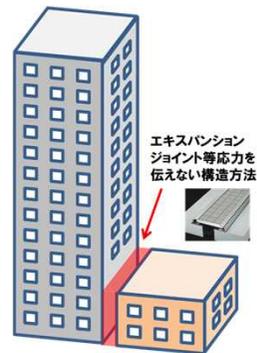
* 現在の技術的知見では、階数3以下に限って運用される見込み



周囲への放射熱量を制御
※延焼を抑制可能な建築物の部分又は防火設備の構造(具体的な基準は政令第109条の7各号)

現行

- 構造耐力規制は、建築物の2以上の部分をエキスパンションジョイント等の応力を伝えない構造方法で接する場合に、それぞれ別棟とみなして基準を適用（別棟みなし）することが可能となっている。（法第20条第2項）
- 他方、防火規制は、従来、火熱等を遮断し、建築物の2以上の部分の相互に防火上有害な影響を及ぼさないために確保されるべき具体的な区画等の性能に関する技術的な知見が整備されず、別棟みなし規定が設けられていない。
- この結果、防火規制については、建築物の階数や床面積、用途等の防火上の危険性に応じて規制の適用の有無や要求性能の水準が定められているにもかかわらず、例えば木造棟とRC造棟による建築物とする場合は、全体を一の建築物として高い方の階数、合計床面積、防火上のリスクの高い方の用途に応じて、建築物全体に同一の規制が適用されており、混構造建築物の普及の支障となっているところ。



方向性

- 主要構造部の一部に木材を利用する混構造建築物の設計ニーズの増大に応じるため、技術的知見の蓄積を踏まえ、**火熱等を遮断し、相互に防火上有害な影響を及ぼさない区画等の性能**が確立したことから、防火規制について、別棟みなし規定を整備する。

火熱遮断壁等(政令規定事項)

○壁等（現行の法第21条第2項第2号、令第109条の7と同じ）

延焼を遮断できる高い耐火性能の壁や部材で構成されるコアで区画

一定範囲を不燃化等による外壁面強化(延焼防止性)

壁タイプ

壁

コアタイプ

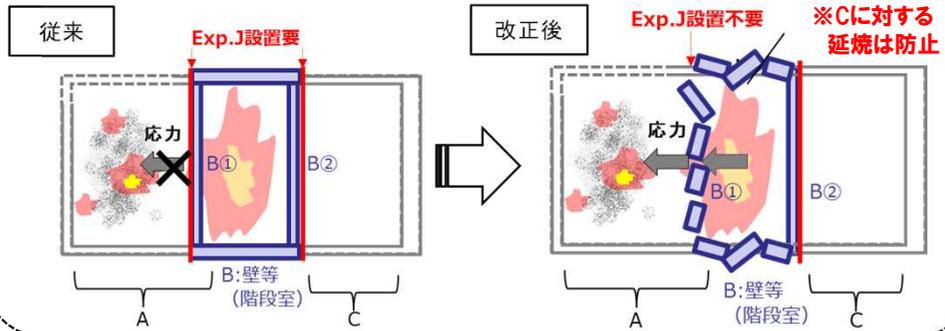
コア

高い耐火性能の壁と防火設備(非損傷性・遮熱性・遮炎性)

火災部分の倒壊により生じる応力を受けた場合に壁等が倒壊しない(自立性A→B)

○ 技術的知見の蓄積による現行規定からの合理化事項

- ① 壁等が防火設備である場合の遮熱性要求に係る合理化
→防火設備の周囲を不燃化することで、防火設備の要求性能を合理化
- ② 壁等の自立性要求に係る合理化
→防火上影響が無い範囲で壁等(B)の一部の倒壊を許容(※従来は(B)の倒壊は一切認めない)



④ 既存建築物の改修に係る規制の合理化【法第86条の7ほか関係】

現行

- 既存不適格建築物を増改築、大規模修繕・模様替、用途変更しようとするときは、原則として、建築物の全体又は広範囲について、防火規制（法第21条～法第27条等）や避難関係規定（法第35条）等の現行規定に適合させなければならない。
- このため、木造部分を増築する場合や省エネ改修等の工事をする場合等における負担が大きく、工事が断念され、ストックの活用や、既存不適格状態を解消する工事、適切な維持修繕行為をかえって阻害しているとの指摘がある。



方向性

- 既存不適格に係る規制は、建築物の安全性等、建築物の利用の継続、投資の規模に応じて改修等を行うことの経済合理性との調和を図る観点から、随時見直されてきたところ。近年の省エネ化に係る建築物の性能に関する社会的要請の更なる高まり等を踏まえ、増改築等に当たっての現行規定の適用範囲については、規定の趣旨上適用させるべき最低限の部分に限定することで、一定の安全性向上を図りつつ、増改築等によるストックの有効活用を円滑化。

① 増築等する防火別棟部分以外の部分を遡及対象外化

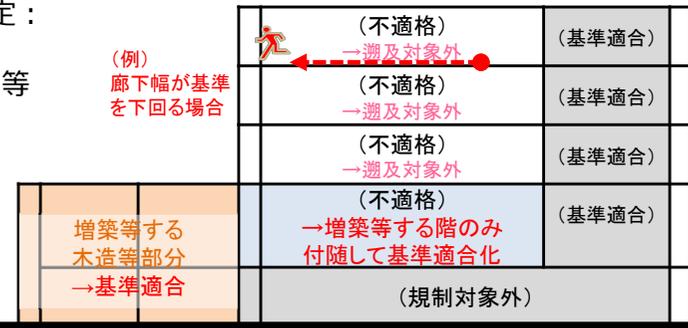
（法第86条の7第2項、第87条第4項）

主な対象規定：主要構造部規定、防火区画規定



② 増築等部分のみを遡及対象化（法第86条の7第3項、第87条第4項）

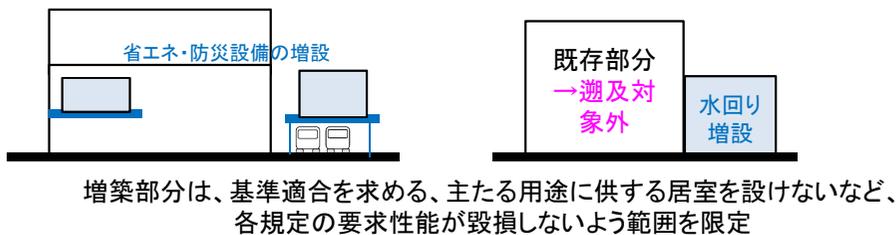
主な対象規定：
廊下幅、
内装制限 等



③ 各規定の要求性能が毀損しない範囲に限る小規模な増改築（床面積（火災のおそれの少ない室を除く）50㎡以下等）、屋根・外壁の大規模修繕・模様替時における建築物内部等を遡及対象外化（法第86条の7第1項）

主な対象規定：主要構造部規定、防火区画規定、避難関係規定 ※ 法第26条、第27条、第61条で同様の措置等を導入済

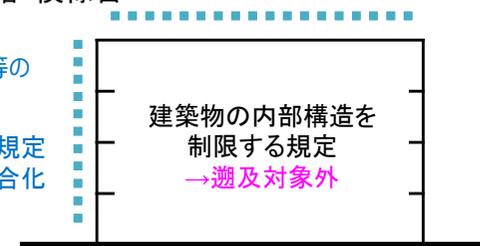
■ 小規模増改築（小規模な機能向上工事）



■ 屋根・外壁の大規模修繕・模様替

- 屋根・外壁の断熱改修
- 屋根・外壁の防水措置等の長寿命化改修

屋根・外壁に係る規定
→ 基準適合化



⑤吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画(面積区画)に係る

規定の合理化について(令第112条第1項・第3項)

- 令第112条第3項においては、建築物の各部分がアトリウムのような吹抜き空間を介して接する際、火災が発生した場合、吹抜き空間を介して他の部分へ火熱の影響が及ばない場合は、当該吹抜き空間とその他の部分の間に特定防火設備の設置を不要とする防火区画(面積区画)の合理化を規定している(令和元年改正)。
- 現行規定においては、令第112条第1項が適用され、吹抜き空間の床面積が1,500㎡を超える場合には、当該吹抜き部分には別途防火区画が要求されることとなる。
- 今般、吹抜き空間自体は「火熱の影響を及ぼさないもの」として、そもそもロビーや通路などを想定しており、かつこの部分が大きければ火熱は拡散し、影響が小さくなるため、当該部分に防火区画は不要であることが確認されたところである。
- アトリウム空間はそのより等に木材活用が期待される部分でもあり、今後の設計の自由度をより広げる観点から、規定の合理化を図ることとしたい。

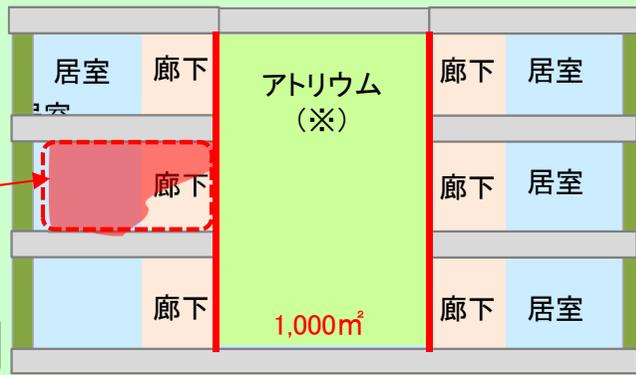
R元改正

改正前

防火区画により
区画外への延焼を
防止

防火区画

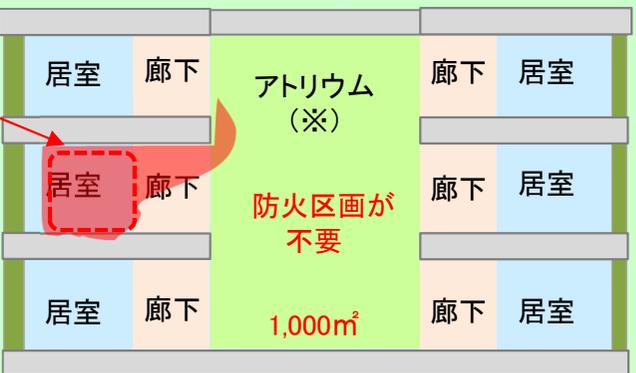
(耐火構造の壁・床又は
防火扉・防火シャッターで区画)



※ 火熱の影響を及ぼさないロビー・通路等を想定、居室は不可

改正後

延焼防止性能を有する
アトリウム空間により
延焼を防止



今回補正

補正前

防火区画

耐火構造の壁・床又は
防火扉・防火シャッターで区画



※ 火熱の影響を及ぼさないロビー・通路等を想定、居室は不可

補正後



⑥ 避難時倒壊防止構造の合理化【令第110条第2号】

現行

- 階数が4以上の特殊建築物を木造のあらわしにより設計する際は、平成30年法改正により措置された第21条第1項の火災時倒壊防止構造及び第27条第1項の避難時倒壊防止構造の2種類のいずれの技術的基準にも適合させる必要があるが、適合に係る検証の実施、第27条第1項の構造とすることによる負担が大きいとの指摘。



方向性

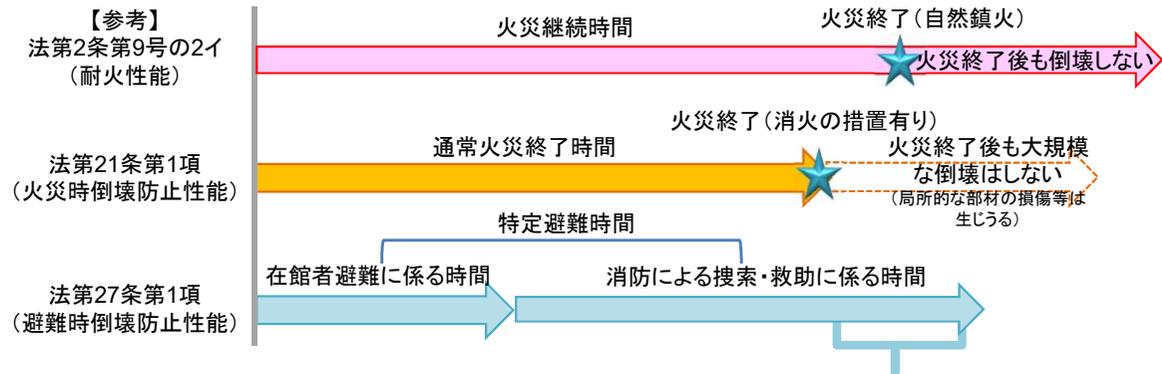
- 火災時倒壊防止構造では、必要な燃えしろ厚さの確保や円滑に消火の措置の実効性を高めるための措置等を通じ、消火の措置により火災が終了するまで建築物が倒壊及び延焼しない構造である。これにより、同構造は、消火後の余熱等の影響による主要構造部の損傷や倒壊を限定的にとどめるような性能を有する構造となること、**第21条及び第27条両方に適合させる必要のある建築物においてニーズが高いことや検証方法が確立され、その性能の包含関係が整理されたことを踏まえ、法第27条第1項に適合する構造として追加**する。

■ 法第21条第1項、法第27条第1項の要求内容

	【参考】法第2条第9号の2イ (耐火性能)	法第21条第1項 (火災時倒壊防止性能)	法第27条第1項 (避難時倒壊防止性能)
目的	通常の火災による火熱が加えられた場合に倒壊及び延焼を防止	通常の火災が消火の措置により終了するまでの間、倒壊及び延焼を防止	在館者が地上までの避難を終了するまでの間、通常の火災による倒壊及び延焼を防止
対象	法第21条、27条、61条の規制対象等	【規模】4階以上又は16m超の木造建築物等	【用途】一定規模以上等の特殊建築物
倒壊・延焼前提	通常の火災においては 自然鎮火で火災が終了した後も倒壊・延焼しない	通常の火災においては消火の措置が終了するまでの時間（通常火災終了時間）倒壊・延焼しない（⇒ 消火さえすれば、その後局所的な部材の損傷等は生じうるが大規模な倒壊は生じない ）	通常の火災においては避難完了までの時間（特定避難時間）倒壊・延焼しない⇒ 法第21条第1項を満たせば、避難上支障となる大規模な倒壊・延焼しないので、目的達成

■ 要求性能の比較

- 法第21条第1項と法第27条第1項は、**同じ部位について、非損傷性・遮熱性・遮炎性を要求**しており、**双方の違いは、想定する加熱時間のみ**（法第21条第1項：通常火災終了時間、法第27条第1項：特定避難時間）。
- **通常火災終了時間が特定避難時間よりも短い場合も想定されるが、消火さえすれば、その後は時間が経過しても避難上多大な影響が及ぶような倒壊・延焼をすることはなく、在館者避難等が可能**であるため、法第27条第1項の要求性能を満たす。



【特定避難時間が通常火災終了時間を上回る場合】
通常火災終了時間時点において火災は鎮火しており、これ以降大規模な倒壊に至ることはなく、避難上支障がないことから、同時間以降の消防捜索・救助活動時間分の性能を考慮する必要はない。

⑦既存建築物の改修に係る規制の合理化【法第86条の7ほか関係】

現行

- 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修自体を断念せざるを得ない。

方向性

- 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行

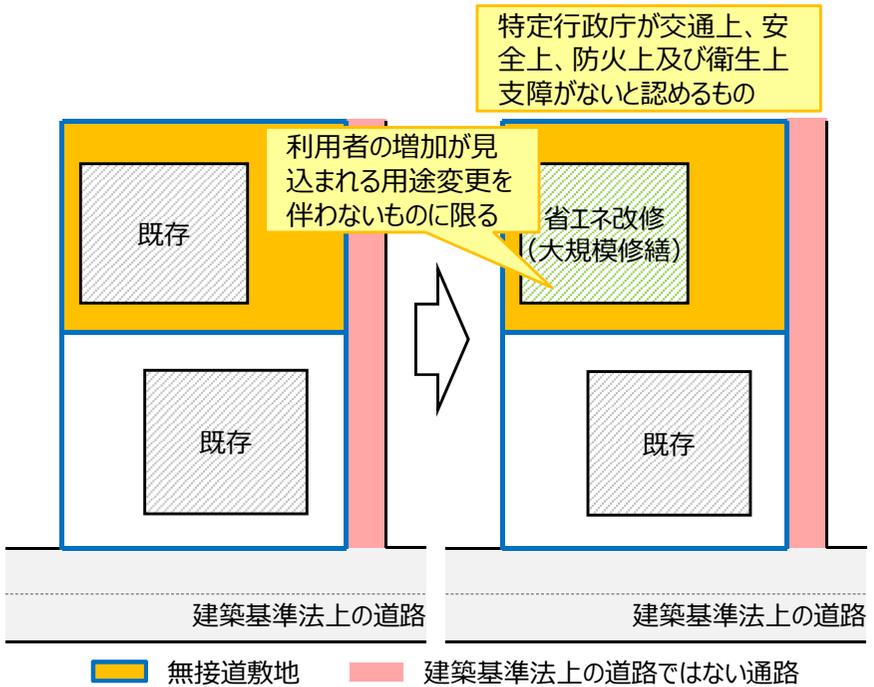
増改築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要

改正後

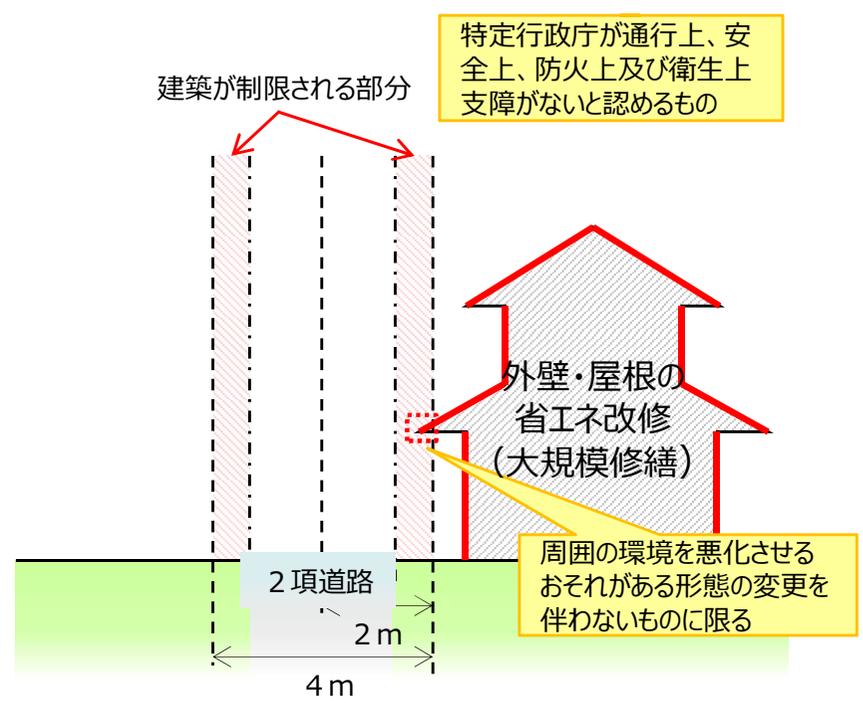
政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

<政令で定める範囲のイメージ>

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合



道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合



(2)その他

現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算出できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱材の増加や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月の施行を予定)

壁量基準の見直し

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現行: 「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式等により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化
現行: 壁倍率は5倍以下まで
⇒ 見直し: 壁倍率の上限撤廃(壁倍率5倍以上のものも使用可)
- 構造計算による安全性確認の合理化
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒ 見直し: 構造計算による場合は壁量計算は不要

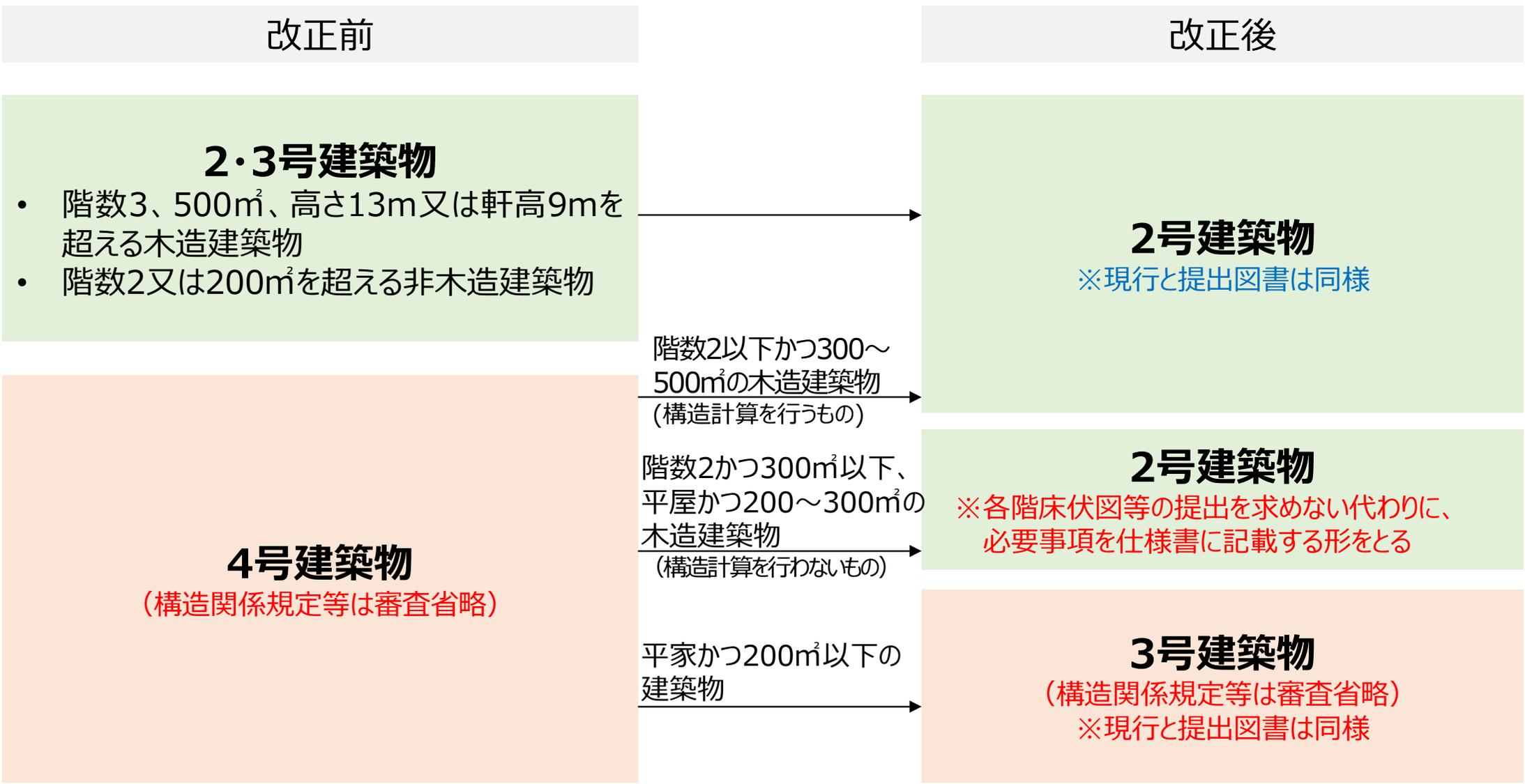
柱の小径の基準の見直し

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算出又は構造計算
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式等により、柱の小径別に柱が負担可能な床面積を算定

設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量および柱の小径等を容易に算出できる設計支援ツールを整備
(※諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等)

改正建築基準法の全面施行時（令和7年4月予定）において、現4号建築物のうち、審査省略対象から外れるもの（構造計算を行わないものに限る）については、提出図書等の合理化を図る。



※この他、軽微変更対象の見直しや、申請・審査マニュアルの策定などにより、円滑な施行を図る。

構造計算を行わない計画については、必要事項を仕様表に記載することで、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び軸組図の添付を省略するなど、添付図書の合理化を図る。

改正前

共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図

構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

- 基礎伏図
- 各階床伏図
- 小屋伏図
- 2面以上の軸組図

改正後

共通

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 床面積求積図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 地盤面算定表
- 構造詳細図

(添付省略)

構造関係（令3章2節、3節）

- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- 構造詳細図
- 使用構造材料一覧
- 基礎・地盤説明書
- その他適合審査に必要な図書

仕様表